

# 指定管理者中間評価シート

評 価 者	市民局指定管理者選定評価委員会
評価対象期間	平成20年10月23日～平成25年3月31日

## 1 基本情報

施 設 名	千葉市民ゴルフ場	指定管理者	千葉市民ゴルフ振興共同企業体
指 定期間	平成20年10月23日～平成30年3月31日	所 管 課	市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課
指定管理事業の概要	① 施設運營業務 ② 維持管理業務 ③ 経営管理業務		

## 2 中間評価

### (1) 過年度の管理運營業務に対する評価

評価項目	評 価	評価の理由
1 市民の平等な利用の確保 施設の適正な管理	A	管理運営体制、関係法令等の遵守、公正な利用受付について、仕様・提案通りの内容を履行している。 また、利用者を対象として実施したアンケートからは、いずれの年度においても、概ね目標どおりの結果が得られている。
(1)関係法令等の遵守(個人情報)	A	
(2)関係法令等の遵守(情報公開)	A	
(3)モニタリングの考え方	A	
(4)市内産業の活性化	A	
(5)公正な利用受付	A	
2 市民サービスの向上	A	利用者への支援について、仕様・提案通りの内容を履行している。 施設・設備の貸出方法について、仕様・提案の内容を履行しており、市民サービスの向上が図られているものと評価できる。 利用料金について、仕様・提案の内容を履行しているが、利用料金が高いと感じている利用者が多いことや市民優遇料金の要望が多いことを踏まえると、料金の設定が適正かどうか検証する必要がある。
(1)施設・設備の貸出方法	A	
(2)利用者への支援	A	
(3)利用料金	A	
3 施設の効用の発揮 施設管理能力	A	利用促進の方策、管理体制、施設・備品の維持管理、自主事業について、仕様・提案通りの内容を履行している。
(1)利用促進の方策	A	
(2)管理体制	A	
(3)施設・備品の維持管理	A	
(4)自主事業の効果的な実施	A	
4 管理経費の縮減	A	支出については計画を下回っているが、収入については気象条件に左右される要因の他、ゴルフ人口の低迷などにより利用者数が伸びず、計画を下回る結果となっている。今後利用料金の見直しなど利用者のニーズに対応していく必要がある。
(1)支出見積の妥当性	A	
(2)収入見積の妥当性	B	

#### 【評価の基準】

- S…事業計画を超える実績・成果が認められた。  
 A…概ね事業計画通りの実績・成果が認められた。  
 B…事業計画通りの実績・成果が認められず、改善を要する事項があった。

総 合	A
-----	---

## (2)改善を要する事項についての意見

- 1 事務局による中間評価案の妥当性について  
「4 管理経費の縮減」及び「4(1)支出見積の妥当性」については、評価をAとすることが妥当である。  
その他の項目については、事務局による中間評価案の内容は妥当であると判断される。
- 2 改善を要する事項について
  - (1) 新規利用者及びリピーターの確保により、利用者の増加に努められたい。
  - (2) 施設運営に関して、指定管理者の更なる斬新なアイデアを期待したい。
  - (3) アンケートによる利用者の意見を、施設の運営に反映されたい。